

第七十三条第二項第十一号を削り、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 租税特別措置法第五十九条の第二項及び第五項（対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例）並びに「を加える。」

第七 租税特別措置法第六十八条の六十二の二第一項及び第五項（対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例）

七 租税特別措置法第六十八條の六十二の二第一項及び第五項（対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例）

第四條 船員の雇用の促進に関する特別措置法施行令（平成二年政令第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第四條の表第四百七十七條の項を削る。

第五條 船員職業安定法施行令（平成十六年政令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項の表第六十六條の項中、「第六十四條の二」を「第六十四條の二第一項」に改める。

（交通政策審議会令の一部改正）
第六條 交通政策審議会令（平成十二年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項の表海事分科会の項中、「本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法」を「海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）」、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法」に改める。

附則

（施行期日）

1 この政令は、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十年七月十七日）から施行する。

2 改正法附則第二条及び第十二条の規定が適用される場合における船員労働委員会に置く船員職業安定部会等に関する政令（昭和四十五年政令第二百九十九号）第一条第一項及び第三条第一項の規定の適用については、同令第一条第一項中「並びに第九十五条第一項及び第二項」とあるのは、「第九十五条第一項及び第二項並びに海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（平成二十年法律第五十三号）附則第二条の規定により読み替えて適用される海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第三十五条第三項後段」と、同令第三条第一項中「並びに第九十五条第一項及び第二項」とあるのは、「第九十五条第一項及び第二項並びに海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（平成二十年法律第五十三号）附則第二条の規定により読み替えて適用される海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第三十五条第三項後段」とする。

3 改正法附則第二条及び第十二条の規定が適用される場合における国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百二十三條第十四号の規定の適用については、同令中「及び船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）」とあるのは、「船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）」及び海上運送法（昭和二十三年法律第八十七号）」とする。

（国土交通省組織令の適用に関する経過措置）
改正法附則第二条及び第十二条の規定が適用される場合における国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百二十三條第十四号の規定の適用については、同令中「及び船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）」とあるのは、「船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）」及び海上運送法（昭和二十三年法律第八十七号）」とする。

財務大臣臨時代理 信也
内閣総理大臣 福田 康夫

省令

○法務省令第四十五号

不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第七條（他の法令の規定において準用する場合を含む。）及び商業登記法（昭和三十八年法律第一百五十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十年七月十六日

登記事務委任規則の一部を改正する省令
登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。
第八条及び第九条を次のように改める。
第八条及び第九条 削除
第三十三條から第三十五條までを次のように改める。

第三十三條 宮崎地方法務局日向支局及び高鍋出張所の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、宮崎地方法務局で取り扱われる。
第三十四條 那覇地方法務局沖縄支局の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、那覇地方法務局で取り扱われる。
第三十五條 削除

附則
この省令は、平成二十年七月二十二日から施行する。ただし、第三十三條から第三十五條までの改正規定は、同年八月二十五日から施行する。
○文部科学省令第二十一号

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第二百二十四号）の施行に伴い、並びに義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）第四條第二項及び第三項の規定に基づき、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十年七月十六日

文部科学大臣 渡海紀三朗
義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令
義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和三十九年文部省令第二号）の一部を次のように改正する。

第六條の見出し中「を採択する期間の特例」を「の採択の特例」に改め、同条中「場合は」の下に「教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われないこととなつた場合及び」を加え、新たに採択した教科用図書についての採択の期間は、令第十四條第一項の期間から当該各号に定める期間を控除した」を「同条第三項の規定により文部科学省令で定める期間は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同条第一号中「行なわれなくなつた場合」を「行われないこととなつた場合（教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われないこととなつた場合を除く。）」に「行なわれなくなつた教科用図書」を「行われないこととなつた教科用図書」に改める。

附則
この省令は、公布の日から施行する。
○農林水産省令第四十七号
植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）第七條第一項ただし書の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十年七月十六日

農林水産大臣 若林 正俊
植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。
第六條の二に次の一号を加える。
三 ウリミバエの防除を行うことを目的として、生殖を不能にされたウリミバエを生産するため、ウリミバエの繁殖の用に供すること。

附則
この省令は、公布の日から施行する。

規則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九一五五（特勤勤務手当等）の一部改正に関し次的人事院規則を制定する。
平成二十年七月十六日

人事院総裁 谷 公士
人事院規則九一五五（特勤勤務手当等）の一部を改正する人事院規則
人事院規則九一五五（特勤勤務手当等）の一部を次のように改正する。